

1. 土地造成整備事業の役割

地方公営企業法適用事業として、県施策との連携を図りながら、県政運営に貢献できるよう、戦略的な事業展開を進めている。

埋立や団地造成により、14,500ヘクタールの用地の創出を計画し、工業用地整備等による産業振興・雇用創出、人々が暮らし、働く良質なまちづくり等を通じて、独立採算のもとでの公共福祉増進を図っている。

2. 主要事業

(1) 新市街地造成整備事業

幕張新都心

幕張メッセや数々の業務ビル、都市型ホテル、商業施設、教育・研修施設等が整備され、幕張ベイタウンへの入居も進んでいる。「職・住・学・遊」の複合機能を備えた未来型国際業務都市の形成を目指す。

(分譲計画面積 262ha、分譲済 203ha)

千葉ニュータウン

良好で計画的な住宅や業務用地等の供給を進め、東京都心や成田空港との近接性を活かし、各種機能を兼ね備えた北総地域の中核都市を目指す。都市再生機構(UR)との共同事業でありH25年度完了予定。

(分譲計画面積 1,230ha、分譲済 830ha)

(2) 臨海地域土地造成整備事業

浦安市から富津市に至る海岸延長約70kmにわたり埋立整備を行うものであり、埋立はほぼ完了。

現在、浦安、富津等一部の地区でインフラ整備を実施中。

(分譲計画面積 7,417ha、分譲済 7,325ha)

(3) 内陸工業用地造成整備事業

内陸部における工業団地整備であり、14箇所が分譲済み。現在、造成中ではなく、松崎、ひかり、空港南の3箇所に分譲中。進出企業数は約200社。

(分譲計画面積 450ha、分譲済 439ha)

(4) 物流用地造成整備事業

成田国際空港の航空輸送の拠点性を活かして、物流機能の集積を図り、国際航空物流の効率化、地域経済の活性化を図るため事業を実施。

(計画面積 29ha、10ha引渡し済)



(参考)
保有土地面積
1,129ha (H20年度末)
内 未処分土地 964ha
貸付土地 166ha

3 土地造成整備事業の収束方針の流れ

(1) 「行財政システム改革指針」(H13)と行政改革推進委員会(H14)の意見

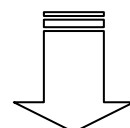
企業庁について、土地造成整備事業を中心に、採算性の観点から事業の廃止も含め、事業内容や組織を見直す。

行政改革推進委員会での意見
(H14.11 公社改革)

- ・ 3 公社に係る新規造成中止等の方針は、企業庁を含めた県全体の考え方として整理すべき。
- ・ 土地への投資が県財政を圧迫している。企業庁と合わせて県全体の保有地取扱を考えるべき。

(2) 企業庁としての方針決定
(H15年2月)

- ・ 新規の土地造成は行わない。
- ・ 概ね10年後には事業が進捗、所期の目的を達成し、保有土地の管理・処分が業務の中心となるので、それにふさわしい組織・人員を検討し、移行する必要がある。



平成24年度における企業庁
土地造成整備事業の収束

(3) 平成20年度末の進捗状況

	H13年度末	H20年度末	備考
保有土地面積*1	1541ha	1129ha	408ha
企業債残高(元利)	1558億円	595億円	962億円
資金残高	635億円	491億円	144億円
常勤職員数(土地) *2	503人	267人	236人

*1 配管送電線用地(131ha)を含まない。

*2 常勤職員数は、H14年4月1日及びH21年4月28日の人数を計上して比較

4 収束についての考え方

(1) 現状の問題点

- ア 当面の分譲収入の減少により、収束年度（平成24年度）までに終わらせるべき基盤整備の財源確保ができない。
- イ 公共施設等の引継が延引している。
- ウ 個別事業ごとの特殊要因
 - ・千葉ニュータウン事業（事業認可期間：平成25年度）
 - ・成田国際物流複合基地事業
（一坪共有地の訴訟に伴い整備完了時期が未定）

*（参考）土地造成整備事業の収束の意味合い

- ・必要な基盤整備を概ね完了させる。
- ・懸案事項を解決しておく。
- ・未分譲土地や企業債などの資産・負債を確定しておく。
- ・「千葉県土地造成整備事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例」の改廃を行う。
- ・後継組織への引継ぎを行う。

(2) 今後の検討課題

- ア 地区事業の見直し等
 - 各地区事業について、今後の収支への影響の観点から、あらためて見直しを行い、整備範囲や手法等を精査する必要がある。
- イ 土地造成整備事業の段階的縮小
 - 地区事業ごとに基盤整備等の完了目標時期を示すとともに、完了した地区を事業対象から外すなど、着実な事業規模の縮小を図り、段階を踏んだ事業収束を検討する必要がある。
- ウ 事業収束と清算を見据えた受け皿づくり
 - 事業収束と清算を円滑に進めるため、基盤整備終了後の土地の管理・処分や、収束後を見据えた清算的業務の受け皿として、別途、特別会計を設置するなどの検討が必要である。